

日本老年薬学会における主催・共催・協賛・後援に関する細則

第一条 目的

この細則は、日本老年薬学会（以下「本学会」という。）が関与する主催、共催、協賛、後援についての基準および承認手続きを定めることを目的とする。

第二条 定義

- 1) 「主催」とは、本学会が事業の主体となり、本学会の責任においてその催しを開催することをいう。すなわち本学会が催しの企画から運営まで予算を含め全ての責任を有する。
- 2) 「共催」とは、本学会を含む複数の団体が催しの事業主体（共催団体）となり、共同でその催しを開催し、共に責任を負うものである。共催団体とは、原則として共催金を拠出するものであり、企画当初から、内容（プログラム委員会等における企画内容についての協議）、運営、経費負担等について協議を行う団体をいう。
- 3) 「協賛」とは、本学会以外の第三者が開催の主体となる催しについて、その趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。後援と同義ではあるが、協賛金または労務提供等の負担を伴う場合があり、後援に比べてその催しへの本学会の関与の度合いの程度が大きい場合をいう。
- 4) 「後援」とは、本学会以外の第三者が開催の主体になる事業について、本学会がその催しの趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る場合をいう。

第三条 適応基準

1) 主催及び共催

本学会が催しを主催、共催する場合には、次に挙げる事項（a～c）に則っていることを基準として、個別に判断する。

2) 協賛及び後援

本学会以外の団体等が主体となる事業に関して、協賛または後援の依頼があった場合には、次に挙げる事項（a～c）のいずれも満たすことを基準として、個別に判断する。

- a) 本学会の理念・目的に照らし、必要と認められるもの。
- b) 営利を目的とする事業ではないもの。
- c) 公益性があると認められるもの。

第四条 申請・手続き

- 1) 本学会が催しを主催、共催または協賛する場合には、あり方委員会で協議し、承認の可否を判断する。
- 2) 第三者主催の事業等に関して本学会が共催・協賛・後援の依頼を受けた場合には、原則として開催日の1ヶ月前までに、その主催者から申請依頼書を提出いただき、当学会のあり方委員会で審査し、委員長が第三条の基準に則り承認の可否を判断する。
- 3) 代表理事によりその催し等の主催者に対して結果を通知する。
- 4) 催しが終了後、速やかにその実施報告書を本学会事務支局に提出する。
- 5) あり方委員会委員長は、原則としてその事業等の共催・協賛・後援可否の結果を理事会で報告する。
- 6) 本学会が共催及び協賛を承認した催しにおいて、本学会単位及び実技実習等受講証明書の発行依頼があった場合、無償で発行する。なお、単位及び実技実習等受講証明書は会員ページを介した交付のため、交付対象は本学会会員のみとなる。
- 7) 本学会が後援を承認した催しにおいて、実技実習等受講証明書の発行依頼があった場合、有償で発行

する。なお、実技実習等受講証明書の発行手数料は単位の発行手数料と同額とする。なお、単位及び実技実習等受講証明書は会員ページを介した交付のため、交付対象は本学会会員のみとなる。

第五条 細則の変更

本細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

2024. 9. 5改訂